

国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 1 号

改正 平成20年3月17日規程第 3 号

平成21年3月31日規程第20号

平成22年3月24日規程第18号

平成27年3月24日規程第22号

平成28年9月20日規程第50号

令和 4 年3月 9 日規程第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条第6項から第9項まで及び第11項の規定に基づく、監事が行う国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）の監査及び意見の提出に関し必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、本法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、第7条に規定する監査計画に基づいて行う。

3 臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

(監査の事務補助)

第6条 監事は、監査室の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認める場合、学長の承認を得て、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。

(監査計画)

第7条 監事は、毎年度4月に当該年度の監査計画を作成し、学長に提出するものとする。ただし、臨時監査については、この限りでない。

(情報の収集等)

第7条の2 監事は、その職務を適切に遂行するため、役員、職員及び会計監査人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(書類の調査)

第7条の3 監事は、本法人が国立大学法人法又は同法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しよう

とするときは、これらの書類を調査しなければならない。

(監事に回付する文書)

第8条 役員及び職員は、次の各号に掲げる文書を、監事に回付しなければならない。

- (1) 主務大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- (2) 前号以外の官公庁に提出する重要な文書
- (3) 契約に関する重要な文書
- (4) 訴訟に関する重要な文書
- (5) その他業務に関する重要な文書

(監事への報告義務)

第9条 役員及び職員は、役員及び職員の不正、違法行為若しくは著しい不当事実を認めるとき又は業務上の事故若しくは異例の事態が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(重要な会議への出席)

第10条 監事は、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員及び職員への調査等)

第11条 監事は、いつでも、役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査への協力)

第11条の2 役員及び職員は、監事が行う監査に係る調査を妨げることなく、これに協力しなければならない。

(監査後の措置)

第12条 監事は、監査を実施したときは、速やかに監査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する監査報告書の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 本法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 本法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適性を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 本法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

3 監事は、前項に定めるもののほか、必要があると認める事項を監査報告書に記載することができる。

4 学長は、監査報告書に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に報告しなければならない。

(文部科学大臣への意見の提出)

第13条 国立大学法人法第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣に意見を提出する場合は、あらかじめ学長にこの旨を通知しなければならない。

(監査実施基準)

第14条 監査の手続きその他この規程の実施に関し必要な事項は、学長と協議の上、監事が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。